

令和7年10月9日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎下村委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案について、内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第8号議案、第9号議案、以上5件については、全会一致をもって、また、第10号議案、第11号議案、以上2件については、賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、文化生活部についてであります。

第10号「高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、高知城歴史博物館の指定管理者の選定を直指定から公募により行うこととしたため、指定管理者が行う業務を整理するために必要な改正を行うものである。博物館の管理運営を県直営業務と指定管理業務に分割し、資料の保存管理等に関する業務は、土佐山内記念財団に委託をする予定としているとの説明がありました。

複数の委員から、公の文化施設として、県民の共有財産を利用しながら文化の振興を図っていくという役割を果たすために、できるだけ安価に広く利用してもらうのは基本である。

収益を求めるあまり、入館料や貸し室料が上がると、県民の利用が遠のく懸念もあるがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、利用料金は指定管理者からの協議の上で承認するものであり、県として、現在の利用料金を直ちに改定する考えがあるものではない。公の施設であるため、県民の方が利用しやすい料金体系が必要だと考えているとの答弁がありました。

複数の委員から、博物館の業務が区分され、管理運営に2つの団体が携わることによって、混乱を来す事態が懸念されるがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、指定管理者と土佐山内記念財団の運営に関しては、両者の意思疎通が重要となるため、協議の実施を双方への条件として明文化するとの答弁がありました。

複数の委員から、これまでも指定管理者制度により、土佐山内記念財団が一体的に最大の効果を発揮してきたと評価されていたものを、このたびの条例改正により、混乱が懸念されるのであれば、あまりにも早計ではないかとの意見がありました。

別の委員から、学芸業務とその他の業務を分けることにより、高知城歴史博物館がよりよい施設になることを期待しているとの意見がありました。

次に、公営企業局についてあります。

第11号「高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県立病院の病室使用料は県内公的病院の実勢価格と比較すると、3割程度安価な状況であることから、収益確保策の一つとして、料金の見直しを実施しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、赤字経営の解消のために、病室の使用料を引き上げるとの提案だが、どのような議論があったのかとの質疑がありました。

執行部からは、昨今の賃金上昇や物価高騰により、病院の経営努力だけでは立ち行かない部分がある。そのような状況を踏まえ、一般会計の繰り出しや国の病院事業債の活用も視野に入れ、必要な支援を得られるよう検討しながら対応していく。

加えて、収益の改善に向け、収益確保策の一つとして、今回の使用料の見直しをお願いしているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、全国でも赤字経営を強いられている病院が多い中、診療報酬の改定等国に声を上げていくことが大事である。また、県民に負担がかからないような仕組みづくりや改善が図れるよう、一層努力して欲しいとの意見がありました。

次に、報告事項についてあります。

危機管理部についてあります。

執行部から、消防広域化の取り組み状況について、説明がありました。

委員から、消防広域化の進め方に関して、他県では、3つの消防本部に分かれて広域化した例があるが、県一にまとめるという考え方なのかとの質問がありました。

執行部からは、今年度、高知県消防広域化基本計画あり方検討会において、市町村長、消防長を含め、協議を重ねてきたが、県一ではない広域化の意見は出ていない。

当面の措置として、仮に3つに分けて広域化した場合、将来的に、さらに人口が少なくなった時には、必ず県一での広域化の議論が出てくると考えており、その都度、費用や労力はかけられないと考えているとの答弁がありました。

委員から、県として、組織的、財政的な面において、広域化にどう関わっていくのかとの質問がありました。

執行部からは、市町村の自主的な広域化が前提ではあるが、県も広域連合の構成員の一つとして加わり、主導して議論を進めている。

また、財政面においては、広域化に係る全体の負担額を示せていないため、そこも含めて試算をし、各市町村が負担できるのか、県がどのくらい支援する必要があるのかといった点を総合的に勘案する必要があると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、分賦金の算定において、市町村ごとにプラスや、マイナスがあることについて、どう考えているのかとの質問がありました。

執行部からは、できる限り平準化することが望ましいと考えており、現在、あり方検討会の財務部会の中で費用負担のルールのあり方の議論をしている。消防指令システムの統合などにより、コストが削減できるため、広域化にかかる経費全体を見て、今後議論を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに複数の委員から、各市町村の理解を求めていくためにも、県としてできる限りの対応が求められる。

最終的に取り組むのは市町村であり、市町村が目指すものをつくり上げていくために、丁寧な議論を進めるよう県がサポートして欲しいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休します。

(小休)

(なし)

◎下村委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎下村委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査及び調査をしたいので、案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《県外調査の取りまとめ》

◎下村委員長 次に、県外調査の取りまとめの件を議題といたします。

報告書（案）にある各調査先の報告について、まとめて協議をお願いします。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

－報告について協議－

◎下村委員長 正場に復します。

本日皆さんから頂いた御意見や御提案については、調査出張報告書として取りまとめたいと思います。取りまとめた調査出張報告書は、議会のホームページで公開します。なお、細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(10時7分閉会)